シンポジウム「原子力損害賠償の現状と課題」

2014.02.09 学術総合センター

学習院大学法学部教授 野村 豊弘

1 はじめに

- (1) 日本における原子力の利用と法制度
- 1955(昭和30)年 原子力3法の制定 原子力基本法 原子力委員会設置法 原子力局設置に関する法律
- 1956(昭和31)年原子力委員会原子力產業会議原子力產業会議科学技術庁日本原子力研究所

1 はじめに

- (2) 原子力損害の賠償
- 1958(昭和33)年原子力委員会に原子力災害補償専門部会を設置(我妻部会長)
- 1961(昭和36)年 原子力損害の賠償に関する法律 (147号)、原子力損害補償契約に関する法律(148号)
- 1971(昭和46)年改正 50億円→60億円
- 1979(昭和54)年改正 60億円→100億円
- 1989(平成元)年改正 100億円→300億円
- 1999(平成11)年改正 300億円→600億円
- 2009(平成21)年改正 600億円→1,200億円

- (1) 原子力損害賠償法と民法の関係
- 民法が一般法で原子力損害賠償法が特別法である。
- ・ 原子力損害賠償法の規定が優先的に適用される。
- 原子力損害賠償法に規定がないときには、 民法が適用される。
- 原子力損害賠償法によらず、民法によって 損害賠償を請求できるか。

(2) 原子力事業者 定義・・・・原子力損害賠償法2条3項 原子炉規制法の許可を得た者

(3) 原子力事故

原子力損害賠償法には、原子力事故の定義は存在しない。

参考:パリ条約

"A nuclear incident" means any occurrence or series of occurrences having the same origin which causes nuclear damage.

「原子力事故」とは、原子力損害を生ぜしめる一つの出来事又は同じ原因による一連の出来事をいう。

(『2004年に改正された原子力の分野における第三者責任に関するパリ条約及び2004年に改正されたブラッセル補足条約』(日本エネルギー法研究所)の訳による)

(4) 原子力損害

定義•••原子力損害賠償法2条2項

この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用(これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。)により生じた損害をいう。ただし、次条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者の受けた損害を除く。

(4) 原子力損害(続き)

原子力損害賠償紛争審査会による中間指針の 記述

「原賠法により原子力事業者が負うべき責任の範囲は、原子炉の運転等により及ぼした『原子力損害』であるが(同法3条)、その損害の範囲につき、一般の不法行為に基づく損害賠償請求権における損害の範囲と特別に異なって解する理由はない」

(4) 原子力損害(続き)

参考:原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC条約)

Article I (f) "Nuclear Damage" means:

- (i) loss of life or personal injury;
- (ii) loss of or damage to property;
- and each of the following to the extent determined by the law of the competent court:
- (iii) Economic loss arising from loss or damage referred to in sub-paragraph (i) or (ii), insofar as not included in those paragraphs, if incurred by a person entitled to claim in respect of such loss or damage;

(4) 原子力損害(続き)

- (iv) the costs of measures of reinstatement of impaired environment, unless such impairment is insignificant, if such measures are actually taken or to be taken, and insofar as not included in subparagraph (ii);
- (v) loss of income deriving from an economic interest in any use or enjoyment of the environment, incurred as a result of a significant impairment of that environment, and insofar as not included in sub-paragraph (ii);

(4) 原子力損害(続き)

(vi) the costs of preventive measures, and further loss or damage caused by such measures;

(vii) any other economic loss, other than any caused by the impairment of the environment, if permitted by the general law on civil liability of the competent court, (以下省略)

- (4) 原子力損害(続き) 「原子力損害」とは、
 - (i) 死亡又は身体の傷害
 - (ii) 財産の滅失又は毀損

及び管轄裁判所が決する限りにおいて、次のものをいう。

- (iii) (i)及び(ii)の損失又は損害から生じる経済的損失のうち、(i)及び(ii)に含まれないもので、当該条項に定める損失又は損害に関して請求権を有する者が受けたもの
- (iv) 環境の些細なものとはいえない汚染について実際に執られたか、又は執られる予定である回復措置の費用であって、(ii)にふくまれないもの

- (4) 原子力損害(続き)
- (v) 環境を利用し又は享受する経済的利益から得られる収入の喪失であって、環境の重大な汚染によって引き起こされ、また、(ii)に含まれないもの
- (vi) 防止措置の費用及びその措置により生じた更なる損失又は損害
- (vii) 環境汚染によって生じたのではない経済的損失であって、管轄裁判所の民事責任に関する一般法で認められているもの

(『原子力損害の補完的補償に関する条約各条の解説及び法的問題点の検討』 日本エネルギー法研究所)の訳による)

(5) 原子力事業者の賠償責任

原子力損害賠償法3条

原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。

- (i) 無過失責任
- (ii) 免責事由
- (iii) 無限責任

- (5) 原子力事業者の賠償責任(続き)
- (iv) 責任の集中と求償権の制限

原子力損害賠償法4条1項 前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。

同法5条1項 第3条の場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。 ※特約の可能性(2項)

- (5) 原子力事業者の賠償責任(続き)
- (v) 損害賠償請求権の時効
- (a) 民法

民法724条 不法行為による損害賠償の 請求権は、被害者又はその法定代理人が損害 及び加害者を知った時から3年間行使しないと きは時効によって消滅する。

不法行為の時から20年を経過したときも、同 様とする。

2 原子力損害賠償制度

- (5) 原子力事業者の賠償責任(続き)
- (v) 損害賠償請求権の時効(続き)
- (b) 特別法
- ・東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての 原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利 用に係る時効の中断の特例に関する法律(2013年5月)
- ・東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律(2013年12月)

(6) 損害賠償措置

原子力損害賠償法6条 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置(以下「損害賠償措置」という。)を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

- (i) 措置額 1,200億円
- (ii) 措置の内容
- (a) 原子力損害賠償責任保険契約
- (b) 原子力損害賠償補償契約
- (c) 供託

(7) 原子力損害賠償紛争審査会

原子力損害賠償法18条1項 文部科学省に、 原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合 における和解の仲介及び当該紛争の当事者に よる自主的な解決に資する一般的な指針の策 定に係る事務を行わせるため、政令の定めると ころにより、原子力損害賠償紛争審査会(以下 この条において「審査会」という。)を置くことが できる。

- (7) 原子力損害賠償紛争審査会(続き)
- (i) 紛争審査会(続き)
- (a) 紛争審査会の役割 18条2項
- ① 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。
- ② 原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること。
- ③ 前二号に掲げる事務を行うため必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと。
- (b) 紛争審査会の委員
- (c) 指針の法的性質

- (7) 原子力損害賠償紛争審査会(続き)
- (ii) 原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター) 2011年9月発足
- (a) 申立件数の結果(2013年12月末まで) 申立件数 9,114件 既済件数 6,528件
- (a) センターの体制(2013年12月) 仲介委員 254人(←22人) 調査官 193人(←19人)

おわりに

- 外国から見た日本の原子力損害賠償制度
- 条約加入と原子力損害賠償制度